



長野県報

11月1日(木)
平成24年
(2012年)
第2417号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（10件）（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）（森林づくり推進課）	5
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働・NPO課）	6
一般競争入札（薬事管理課）	7
企画提案公募（プロポーザル）（産業政策課次世代産業集積室）	8
争議行為を行う旨の通知の公表（2件）（労働雇用課）	9
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	9
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	9
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	9
平成25年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集（特別支援教育課）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）	13



平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第696号

平成24年11月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

長野県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
AIN茅野横内薬局	茅野市ちの2808-2	平成24年8月1日
AIN本町西薬局	茅野市本町西3-4	平成24年8月1日
リジョイス茅野薬局	茅野市玉川字荒神前4183-7	平成24年8月1日
コスコ薬局 大町南店	大町市大町2952-1	平成24年9月1日

株式会社日医調剤 穂高薬局	安曇野市穂高764	平成24年9月1日
あきわノリ薬局	上田市秋和310-10	平成24年8月1日
さの小児科医院	飯田市羽場坂町2345-8	平成24年10月1日
アイセイ薬局 伊那店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9979-14	平成24年10月1日

地域福祉課

長野県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
盛栄堂 小池本店薬局	諏訪郡下諏訪町3187-7	平成24年9月30日
AIN茅野横内薬局	茅野市ちの2807-2	平成24年7月31日
AIN本町西薬局	茅野市本町西3-4	平成24年7月31日
リジョイス茅野薬局	茅野市玉川字荒神前4183-7	平成24年7月31日

地域福祉課

長野県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
降旗 幸治	松本市五常6657	平成24年10月1日
佐藤 弘樹	上田市上塙尻732-3	平成24年8月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
降旗接骨院	松本市桐1-2-27	平成24年10月1日
さとう整骨院	上田市本郷1255-1 ロイヤルビル下本郷	平成24年8月1日

地域福祉課

長野県告示第700号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信更町田野口字小櫻3090、3091、3100の1、3114、3115のイ、3116のロ、字大森3158から3160まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第701号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

須坂市大字井上字辛沢3186の1・3187（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第703号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科南陸郷2604、2606の1、2616の1、2616の2、5053の1、5053の2、5058の1、5058の3、5058の4、5059の1、5059の2、5060の1、5060の3、5061の1、5061の3、5062の2、5063の1、5063の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

森林づくり推進課

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第704号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村春日7の1、298の2から298の5まで、299の1から299の3まで、300の1、300の2、303、304、306、307の1、307の2、308の1、308の6、308の7、308の10から308の12まで、308の15から308の18まで、309の1、309の2、311

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第705号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染7457の1、7457の2、7460、7464から7467まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第706号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字高府字東大門15652の3、15653の1、15655の4、15655の5、字外石19631の1、19631の2、19632、19638から19644まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第707号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字高府字大川坂4172の1、4198、4199、字大

川東4205

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第708号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字稻丘字西林5601の1、5603の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第709号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字宮之入4742

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

木曾郡南木曽町吾妻1438の1、1438の7、1438の8

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の1、字清水高原7598の129、
字堂ヶ入7763の2、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、
7763の70、7763の73、7763の75、7763の78、7763の79、7765の1、
7765の4、7765の5

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山形村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第712号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
県道	兎川寺鎌田線	松本市本庄一丁目965番地先から 松本市深志一丁目772番地先まで
県道	兎川寺鎌田線	松本市本庄一丁目1044番地先から 松本市本庄一丁目996番地先まで

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県地域図書館

3 代表者の氏名

久保田 耕司

4 主たる事務所の所在地

松本市蟻ヶ崎3丁目4番 E-103号

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県民に対して、図書館に関する事業を行ない、県民ニーズに合った図書館活動を地域社会の中で作り上げることに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOながの

3 代表者の氏名

岡田京一

4 主たる事務所の所在地

松本市南原二丁目22番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者等で住居を借りる事が困難な人々に対して、宿泊施設等に関する事業を行い、高齢社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称